

OTA 事業者と連携したアジア向けプロモーション事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

訪日外国人旅行者の旅行形態は FIT が主流となっており、愛知県へより多くの旅行者を誘致するためには、FIT に向けて積極的に情報を発信していくことが必要となる。

また、今年 9 月から 10 月にかけて、本県においてアジア・アジアパラ競技大会が開催され、アジア各国における本県の知名度が高まることが期待される。

そこで本事業では、大会開催の機会を捉え、アジア地域の FIT の多くが利用している OTA と連携し、市場横断的なプロモーションを実施することにより、本県の観光地としての認知度向上を図るとともに、訪日外国人旅行者の本県への誘客及び観光商品の販売促進を図る。

2 業務内容

(1) 東アジア・東南アジア 7 市場に向けた誘客プロモーション

2025 年度に連携先 OTA (KKday) において東アジア・東南アジア 7 市場に向けて作成した、本県の特設ページのプロモーションを実施する。

ア 対象市場及び特設ページ URL

- ・台湾 : <https://www.kkday.com/zh-tw/promo/aichi>
- ・香港 : <https://www.kkday.com/zh-hk/promo/aichi>
- ・韓国 : <https://www.kkday.com/ko/promo/aichi>
- ・タイ : <https://www.kkday.com/th/promo/aichi>
- ・ベトナム : <https://www.kkday.com/vi/promo/aichi>
- ・シンガポール : <https://www.kkday.com/en-sg/promo/aichi>
- ・フィリピン : https://www.kkday.com/en-ph/promo/aichi_ph

イ 特設ページへのアクセス数を増やすためのプロモーション

- ・プロモーション期間は各市場 2 か月以上とし、原則としてアジア・アジアパラ競技大会開催期間を含めること。各市場のシーズンリティを考慮の上、設定すること。
- ・特設ページのアクセス数を増やすため、SNS や KOL 等を活用したプロモーションや、WEB でのターゲティング広告等の誘導広告、メディアやその他オフラインイベント等を活用したプロモーションを行うこと。
- ・プロモーション方法は各市場において効果的な方法とし、具体的な実施方法は提案によることとする。最終的に本県と協議の上、決定すること。
- ・広告配信を行う場合は、原則として広告配信に用いるバナー画像等の制作を行うこと。なお、制作するバナー画像等は、対象市場、ターゲットを踏まえ、本県への興味関心を喚起できるようなデザインやキャッチコピーとすること。ただし、2025 年度に作成したバナー画像等を活用できる場合は、この限りではない。

ウ その他

- ・必要に応じて特設ページの掲載内容の修正や更新を行うこと。

(2) 中国市場に向けた誘客プロモーション

中国市場をターゲットとして、現地での利用率が高い OTA と連携したプロモーションを実施する。

ア 連携する OTA について

以下の項目を考慮し、本事業の目的を達成するのに適切な連携先 OTA を選定すること。なお、単一の OTA で以下の対応ができない場合、複数 OTA との連携も可とする。

- ・ターゲットとする中国市場で販売が可能であり、かつ簡体字に対応する OTA であること。
- ・中国市場において利用率が高く、本県のプロモーションを行う連携先として効果的と考えられ、訪日関心層に訴求力の高い OTA であること。
- ・国内の他自治体の観光プロモーション実績があること。
- ・受託者自身が OTA である場合、自らが連携先となることを妨げない。

イ LP (ランディングページ) の制作

- ・OTA サイト内に本県の観光商品を掲載した LP を制作すること。中国市場における訪日関心層に訴求することができ、商品購入を促進できるような設計にすること。
- ・後述するライブ配信による販売プロモーションと効果的に連動させること。
- ・ユニバーサルデザインの視点から、フォントの種類・大きさ、色使い等に配慮し、見やすく分かりやすいデザイン及びレイアウトとすること。
- ・LP の掲載内容については簡体字を母国語とする者が執筆し、本県がその内容を確認できるよう、日本語に翻訳したものを提供すること。
- ・一般的なブラウザで正常に作動し、閲覧できるものとする。また、PC のほか、スマートフォンやタブレット等の様々な端末で閲覧されることを想定したデザインとすること。
- ・音声読み上げソフトへの対応や文字拡大機能など、アクセシビリティに可能な限り配慮したページ構成とすること。
- ・アクセス数 (PV 数、セッション数、アクティブユーザー数等)、流入したアクセス元、LP からの予約数等を把握し、プロモーションの実施効果を測る上で必要なデータの収集を図ること。
- ・本県の公式観光 web サイト「Aichi Now」等へのリンクを貼ることとし、相互リンクが可能な場合は各運営事業者との調整等を行うこと。
- ・制作に必要な素材や画像の手配は受託者において行うこと。なお、画像は本県と協議の上、本県又は受託者が所有している画像や各種団体からの借用画像を使用することもできる。その際に生じる手続き等は、本県が提供する画像を除き、受託者において行うこと。
- ・中国市場で需要の高い商品を掲載できるよう県内観光関連事業者と連携した上で、LP への商品掲載数の増加を図ること。
- ・LP の掲載内容については事前に本県と協議の上、最終的に決定すること。また掲載内容は受託者においてファクトチェックを行い、本県が内容を確認したものを掲載すること。

ウ LP（ランディングページ）への流入を促進するためのプロモーション

- ・中国市場のシーズナリティや特性に合わせた OTA サイト内広告、SNS や KOL 等を活用したプロモーション、WEB でのターゲティング広告等の誘導広告等を活用したプロモーションを行うことにより、LP への流入を促進すること。
- ・プロモーションの方法については事前に本県と協議の上、最終的に決定すること。

エ ライブ配信による観光商品の販売プロモーション

- ・本県の観光地としての認知度向上及び本県の観光商品購入を促進するため、ライブ配信を 1 回以上、アジア・アジアパラ競技大会終了後（12 月頃を想定）に実施すること。実施回数や実施時間等については、提案によることとする。
- ・LP へ掲載した観光商品について、ライブ配信を活用した販売プロモーションを行うこと。
- ・閲覧者数を増やすための効果的な施策を提案すること。
- ・ライブ配信の内容等については事前に本県と協議の上、最終的に決定すること。

オ その他

- ・日中関係の情勢等により、ライブ配信による販売プロモーション等を実施できなくなった場合の代替策を提案すること。
- ・本県からの指示により、中部国際空港の SNS アカウントを活用した中国市場向けの情報発信を 5 回以上行うこと。使用する画像や原稿等は本県が提供するが、発信に係る費用一切を負担すること。

（3）KPI 設定及び効果測定

- ・2（1）及び（2）の各業務において、プロモーションの効果を把握できる KPI（LP へのアクセス数（PV 数、セッション数、アクティブユーザー数等）、LP からの予約数等）を設定し、提案すること。事業完了後、KPI を基にプロモーション結果の分析を行うこと。
- ・本事業による成果を今後のプロモーションに活用するため、本県へ提供できるデータや分析可能な内容について提案すること。
- ・KPI の達成状況については、月次数値を翌月に、全期間数値を事業完了後に報告すること。

（4）その他

- ・2（1）及び（2）の業務の他に、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

3 成果物の提出

以下のとおり実施結果報告書を作成し提出すること。

（1）記載内容

ア 東アジア・東南アジア 7 市場に向けた誘客プロモーションについて

- ・2（3）において設定した KPI に対する、月次及び全期間の実績を記載すること。

イ 中国市場に向けた誘客プロモーションについて

- ・ 2（3）において設定したKPIに対する、月次及び全期間の実績を記載すること。

ウ 事業全体

- ・ 本事業全体の成果及び分析結果を記載すること。

(2) 提出期日

2027年3月19日（金）

(3) 提出部数

紙媒体（A4判）2部、電子データ（Power Point形式など加工可能なもの）

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 受託者は、効果的なプロモーションを実現できるよう、契約締結後、本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、本県の承認を得ること。
- (3) 業務期間中は、業務の経過全般を常に把握している担当者（愛知県との連絡担当者）を置くこと。
- (4) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (5) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (6) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（本県が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (7) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (8) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、本県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。